

確定申告は正しく 期限内 3月17日(月)まで に!

令和6年分の所得税の確定申告と納付期限は、3月17日(月)です。

期限内に正しい申告と納税がされないと本来納めるべき税金のほかに無申告加算税や延滞税を納めていただく場合がありますので、まだ申告がお済みでない方は、市役所または津島税務署の相談会場(津島市文化会館)でお早めにお願ひします。

また、国税庁ウェブサイト(<https://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」を利用すると簡単に申告書を作成することができますので、ご利用ください。

◎市役所申告相談作成会場(市役所2階D議室)

確定申告相談を市役所で実施しています。

各公民館から臨時連絡車両を運行します。運行日程については広報2月号をご覧ください。

申告相談内容 市民税・県民税、所得税(一部受け付けできない申告内容有り)

期 間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜・振替休日を除く)

時 間 午前9時～正午、午後1時～4時30分

予 約 方 法 市公式ウェブサイトのオンラインサービス内にある「確定申告予約サイト」から予約をしてください。申告相談作成会場窓口、各公民館・体育館及び人権ふれあいセンター内に設置してあるパソコンからも予約していただけます。

※各施設の休館日について

※電話での予約受付は行いません。

甚目寺・七宝公民館及び体育館…月曜休み ※予約なしでの来庁は可能ですが、予約の方優先になりますのでお時間をいただきます。ご理解、ご協力をお願いします。

美和公民館…木曜休み

人権ふれあいセンター…日曜・振替休日休み

予 約 期 間 2月4日(火)～3月16日(日)(予約締切は相談希望日の前日までとなります)

申告に必要なもの 広報2月号をご覧ください。

お 願 い ●国税庁のウェブサイト等から申告書を作成された方など、ご自身で申告書を作成された方は、封筒に入れ、住所・氏名を記入したうえで会場内の申告書投函箱に投函していただくか、直接、津島税務署へ郵送してください。

●譲渡所得(土地・建物・株の売却、先物取引等のある方)の申告相談、決算書・収支内訳書の作成指導、新規の住宅借入金等特別控除の申告及び消費税・贈与税・個人事業税の申告などについては市役所では受け付けできませんので、下記の津島税務署の相談会場(津島市文化会館)へお出かけください。

◎津島税務署の相談会場(津島市文化会館)

申 告 内 容 給与所得者の還付申告、所得税の申告、譲渡所得、贈与税の申告、個人事業者の消費税の申告
※来場されるときは、関係書類やマイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード(通知カードの場合は、身分証明書が必要)、をお持ちください。

開 設 期 間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜・振替休日を除く)
ただし、3月2日(日)に限り開設いたします。

受 付 時 間 午前9時～午後5時

※「入場整理券」は、会場での当日配布、または、LINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配付されます。また、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。右記二次元コードを読み込んで、国税庁LINE公式アカウントと友達になってください。



申告書の郵送先・問合先

【所得税・贈与税】

津島税務署
〒496-8720
津島市良王町2-31-1
☎0567・26・2161

【市民税・県民税】

あま市役所税務課
〒497-8602
あま市七宝町沖之島深坪1番地
☎444・0509
FAX445・3856

【個人事業税】

西尾張県税事務所
〒491-8506
一宮市新生2-21-12
☎0586・45・3279